

第 773 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 10 月 28 日（月）13 時 50 分から 14 時 40 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 5 会議室」

議題

1 協議事項

- （１）一都二県連合海区漁業調整委員会の出席委員及び担当者打合せ会議の結果について
(資料 1-1、1-2)

2 その他

- （１）神奈川県漁業調整規則の一部改正について (資料 2)
（２）第 17 期神奈川海区漁業調整委員会の選任について (資料 3)
（３）令和 7 年 1 月の委員会開催日程について
（４）その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

出席者

- | | | |
|--------|--------|--|
| ・ 委 員 | 漁業者委員 | 青木勇、青木勝海、石橋英樹、大竹清司、小澤紳一郎、黒川和彦、
小菅君明、福本憲治、宮川均、山田正行 |
| | 学識経験委員 | 鵜飼俊行、櫻本和美、玉置泰司 |
| | 中立委員 | 小坪淳子 |
| ・ 事務局 | | 荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事 |
| ・ 県水産課 | | 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹 |

議 事

事) 荒井代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから第773回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、協議事項が1件と、その他となっております。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

宮川委員、山田委員、よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは宮川委員、山田委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

協議事項(1)「一都二県連合海区漁業調整委員会の出席委員及び担当者打合せ会議の結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事

【資料1に基づき説明】

議 長

この件につきましては、御意見、御質問等を伺った後に、出席委員の協議をしたいと思います。

まず、御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、出席委員について協議したいと思います。会長のほか3名出席する必要があるとのことですが、どなたかいかがでしょうか。

前は小菅委員、小山委員、鵜飼委員に御出席いただいたとのことですが、小菅委員、いかがでしょうか。

小菅委員

了 承

議 長

よろしくお願いいたします。

鵜飼委員、いかがでしょうか。

鵜飼委員

了 承

議 長

ぜひ、よろしくお願いいたします。

小山委員は本日御欠席されていますが、あと1名はいかがいたしましょうか。

事) 竹村主事

事務局から小山委員に御相談させていただきまして、出席できますとのことお返事をいただいております。

議 長	それでは、小菅委員、鵜飼委員、小山委員と私が出席することにしたと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決定いたします。 続きまして、その他（１）「神奈川県漁業調整規則の一部改正について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。
水）相澤副技幹	【資料２に基づき説明】
議 長	この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
玉置委員	今回加わった 52 条の２項についての罰則というのは、下には書いてないように見えるのですが、罰則はないのでしょうか。
水）相澤副技幹	こちらは法律の方で罰則を担保しているということで国から指導を受けていて、こちらの新旧対照表にお示ししました漁業調整規則は国の指導文章をそのまま引き継いでいるものなのですけれども、52 条の電子機器に関する部分については、法律で規定されているという説明を受けております。
玉置委員	ありがとうございます。
議 長	他に御意見、御質問等ございますでしょうか。 一点教えていただきたいのですけれども、１ ページ目の文言の適正化で、「自然人を対象にする」と書いてあります。あまり聞き慣れないのですけれども、これはどういう意味なのでしょうか。
水）相澤副技幹	非常に難しく、私もこちらで読み下そうと努めたところなのですけれども、両罰規定ですので、会社と、従業員であるところの人、例えば法人と、それから個人ですが、そちらを自然人と言うことになっています。会社は法人で、違反した個人は自然人となります。そして、両方を処罰するという、両罰規定というものがございまして、そこを明確にするという文言修正だという説明になります。よろしくお願いします。
小坪委員	よろしいですか。
議 長	はい、お願いいたします。
小坪委員	「自然人」というのは法律独特の用語なのですけれども、要は「生身の人」という意味です。権利義務の主体は法人と、私達のような生身の人と２種類があるので、法人と区別するために自然人と呼んでいるだけで、この件独自の用語ではないかと思います。
議 長	ありがとうございます。 個人というような解釈でよろしいですか。
小坪委員	はい。

議長

ありがとうございます。

他に御質問はよろしいでしょうか。

特になければ、本件については説明を了承することとしたいと思います。

続きまして、その他（２）「第 17 期神奈川海区調整委員会の選任について」を議題とします。資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹

【資料 3 に基づき説明】

議長

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件については説明を了承することとしたいと思います。

続きまして、その他ということで、私から説明させていただきたいと思います。

本日配布していただいております資料は、前回の海区委員会でも少し触れましたが、クロマグロの T A C の配分方法について根本的に見直そうと思い、過去のデータを検討していて気がついた問題点と、これまで疑問に思っていたことをまとめて、水産庁への公開質問状という形でとりまとめたものです。この公開質問状を 10 月 16 日に水産庁長官に郵送し、また、インターネット上に公開しました。インターネット上の資料については、インターネットの検索バーに「note 太平洋クロマグロ 公開質問状」と入力していただきますと、ダウンロードすることができます。また、英語版も作成し、クロマグロの管理を実施している国際機関であります W C P F C の事務局にも、公開質問状をインターネット上に公開したこと、その回答をインターネット上に公開していただきたい旨、メールを送信しました。この公開質問状は、あくまで私個人として送付しておりますので、本委員会に御迷惑がかかることはないと思います。また、公開質問状をまとめるにあたり、本委員会の玉置委員には、貴重な資料等を御提供いただき、大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

現時点では、増枠された T A C をいかに公平に配分するかということが問題となっており、水産庁のクロマグロ部会等で議論がなされています。しかし、より公平な T A C の配分を実現するためには、「これまで行われてきた漁獲規制について総括を行っておくことが是非にも必要」との観点から、配布資料の 1 ページ目の中ほどに記載しております（１）から（５）までの 5 項目について評価を行いました。少しお時間をいただいて、その内容の一部について説明させていただきたいと思います。

まず最初に、TACを算定する基準年として2002年－2004年が用いられていますが、「なぜ2002年－2004年を選定したか」ということについては、実は、2つの点で極めて重要な意味があります。まず、第1は、WCPFCや水産庁の資源管理に対する基本的な考え方が間違っているということが、このような基準年を選定したことから窺い知ることができるということです。第2は、大規模漁業を優先するために、意図的に、このような基準年を選択したのではないかということ、の2つです。

まず、第1番目の点について説明致します。2ページ目の図1を御覧ください。図1は年齢別漁獲尾数を示したものです。漁獲量ではなく、漁獲尾数ですので御注意ください。青色が0歳魚、オレンジ色が1歳魚の漁獲尾数になります。漁獲尾数で見ますと、全漁獲尾数に占める0歳魚と1歳魚の割合が極めて高く、9割近くを占めていることがわかります。資源の有効利用という面から見ると、小さいうちに獲り過ぎてしまっているというのは明らかで、非常にもったいない資源の利用の仕方をしているということになります。ただし、これに関しては、沿岸の定置網などは特に小型魚を狙って漁獲しているわけではないので、小型魚を狙って大量に漁獲している大中型まき網漁業等が漁獲を自粛すべきであるという考え方もあり、実際にどのように小型魚の漁獲割合を減少させていくかは漁業種間の問題でもあり、別途検討すべき重要な課題だと思いますが、ここでは、それに関しては深入りしないことにします。

図1で注目すべきもう一つの点は、1994年以降の漁獲尾数は、それ以前の漁獲尾数と比べると、倍近くにまで、かなり大きく増大しているということです。しかし、ここで重要なことは、1994年以降の漁獲尾数が増大した原因をどう考えるかによって、資源管理への対応は大きく変わる、ということです。

WCPFCはMSY理論に基づいて資源管理を実施していますが、MSY理論には「人間の関与がなくても資源は自然に変動する」という発想がないので、WCPFCの資源研究者は、「1994年以降の漁獲尾数の増大は、漁獲努力量が増大したためである」としか考えられないということになります。したがって、1994年以降は、特に小型魚を乱獲し、その小型魚の乱獲が原因で資源量が減少に転じたと考えることになるので、「資源を回復させるためには何よりもまず、小型魚の漁獲規制を強化しなければならない」という結論に到達するということになります。実は、この考え方が間違っているのですが、なぜ、間違いだと言えるのかについて、次に説明します。

次のページの図2を御覧ください。図2は0歳魚と1歳魚の漁獲係数の経年変動を示したものです。ここで漁獲係数とは漁獲の強さを表す数字のことですが、なかなかイメージがつかみにくいと思いますので、漁獲係数も漁獲努力量

も実質的には同じような意味を持っていますので、以下の説明では漁獲係数の代わりに漁獲努力量という言葉を使うことにします。漁獲尾数が急増した 1994 年以降と、1993 年以前の漁獲努力量の平均値を比較してみます。

0 歳魚について説明しますが、1958 年から 1993 年の 36 年間の平均の漁獲努力量は 0.40 になります。1994 年から 2012 年までの平均の漁獲努力量は 0.56 になるので、40%上昇したことになります。すなわち、「1994 年以降、漁獲努力量は増大した」ということは事実である、ということがわかります。

図 3 は 0 歳魚と 1 歳魚の資源尾数の経年変動を示したものです。同様に、0 歳魚について見てみますと、1958 年から 1993 年の 36 年間の 0 歳魚の平均の資源尾数は 1,257 万尾になります。1994 年から 2012 年までの 0 歳魚の平均の資源尾数は 1,627 万尾になりますので、0 歳魚の資源尾数も 29%増大していたことになります。

すなわち、1994 年以降の小型魚、特に 0 歳魚の漁獲尾数の急増は 1994 年以降の 0 歳魚の尾数が増大したことと、漁獲努力量が増大したことの 2 つの要因によって生じたものであることがわかります。このことを理解せずに、漁獲努力量の増大のみが原因であると考えて資源管理を実施すると、とんでもないことになってしまうということを、次に説明します。

WCPFC は、未成魚（0-3 歳）の漁獲努力量を 2002 年-2004 年水準まで減少させるという保存管理措置を 2009 年に決定しています。これは、1994 年以降の高くなった漁獲努力量を、漁獲尾数が少なかった 2002 年-2004 年水準まで減少させるということを目的とした保存管理措置であると思われますが、実はこの考え方が間違っています。

次のページの図 4 は、1994 年以降の全期間 1994 年-2012 年と保存管理措置が指定した期間 2002-2004 年の漁獲努力量を年齢別に示したものです。図 4 を見れば分かるように、漁獲尾数が急増した 1994 年以降と「保存管理措置」が指定している期間とで、漁獲努力量はほとんど変わっていないことがわかります。すなわち、「1994 年以降高くなった漁獲努力量を 2002 年-2004 年水準まで減少させる」ということ自体に全く意味はなく、全く意味のない保存管理措置を決定したことがわかります。

さらに、WCPFC は 2014 年に「小型魚の漁獲量を 2002-2004 年平均水準から半減させる」という保存管理措置を決定するわけですが、これも、先ほどの「保存管理措置」と同じ誤った考え方から導かれた、しかも、とんでもない「保存管理措置」ということになります。なぜなら、繰り返しになりますが、図 4 に示したように、2002-2004 年の漁獲尾数が少なかったのは、漁獲努力量が低かったからではなく、資源尾数が少なかったからです。資源水準が低かつ

たことが原因で漁獲量も少なかったのに、その少ない漁獲量を、さらに半減させるという行為は、もう滅茶苦茶としか言いようがないと思います。なぜなら、資源尾数が少なかった 2002－2004 年の小型魚の平均漁獲量の半減を TAC にしてしまうと、資源尾数が増えた場合にはとんでもないことになってしまうからです。すなわち、資源尾数が倍になれば、TAC は 2002－2004 年の平均漁獲量の 4 分の 1 に、資源尾数が 3 倍になれば、TAC は 2002－2004 年の平均漁獲量の 6 分の 1 に設定することと同じになってしまうからです。図 3 を見ればわかるように、0 歳魚の資源尾数の年変動は大変大きいので、年によって数倍の差が生じることは決して珍しいことではありません。実際に、そのような現象が起こっていたことは、以前、この委員会でも説明させていただきました。

4 ページめくっていただいた図 10 と表 1 がそれですが、要するに、小型魚の TAC は 2002－2004 年の平均漁獲量の半分どころではなく、実際には、3 分の 1 から 7 分の 1 ぐらいまで削減されてしまっていた、ということです。

「資源尾数が少なかった 2002－2004 年の小型魚の平均漁獲量をさらに半減したものを TAC にする」などと言うのは、資源は環境変動によっても変動するということを全く理解していない、WCPFC の資源研究者ならではの考え方」としか言いようがありませんが、こんなことを平気で決めてしまうのですから、本当に恐ろしい話だと思います。こんなことを決めてしまったら、現場では漁獲がほとんどできなくなってしまって、大混乱になることは火を見るより明らかです。実際に沿岸ではクロマグロはいっぱいいるのに、漁獲規制のために全く漁獲ができないという状況が頻発しました。京都府の海洋センターは、定置網漁業では、TAC の 10 倍以上も放流していたことを報告しています。

以上をまとめますと、2009 年に決定された保存管理措置も、2014 年に決定された保存管理措置も、自然環境による資源の変動を無視し、漁獲量は漁獲努力量で決まるという誤った考え方に基づいて決定されたものであり、沿岸漁業で生じた大混乱は、WCPFC と水産庁が実施した急激な漁獲量削減によって引き起こされた人災である、ということができると思います。

話が長くなりましたが、次に、最初に述べた 2 点目の説明に移ります。2 点目とは、大規模漁業を優先するために、意図的に、2002－2004 年が基準年に選ばれたのではないかという疑問についてお話しします。3 ページ戻っていただいて、図 5 を御覧ください。

図 5 は日本において漁獲された太平洋クロマグロ（大型魚）の漁業種別漁獲量の経年変化を示したものです。この図を見ると、まき網漁業による大型魚の漁獲量は、2004 年以降減少傾向にあることがわかります。

実際に平均漁獲量を計算してみると、基準年として 2002 年－2004 年を用いた場合の平均漁獲量 3,098 トンは、2011 年－2013 年を用いて計算した場合の平均漁獲 1,583 トンの約 2 倍にも達することがわかります。

同じページの図 6 は、まき網漁業によって漁獲されたクロマグロ小型魚について平均漁獲量を比較したものです。この図を見ると、まき網漁業による小型魚の漁獲量は、2005 年以降減少傾向にあることがわかります。基準年として 2002 年－2004 年を用いた場合の平均漁獲量 4545 トンは、2011 年－2013 年を用いて計算した場合の平均漁獲量 2,942 トンの約 1.6 倍にも達することがわかります。

次のページの図 8 は沿岸定置網の漁獲量の推移を見たものです。図 8 を見ると、大型魚も、小型魚も、1990 年代後半から漁獲量は増大傾向にあり、特に、2005 年以降の漁獲量はかなり高かったことがわかります。沿岸定置網の漁獲量についても、上記と同様の計算を行うと、基準年として 2002 年－2004 年を用いた場合の大型魚の平均漁獲量 171 トンは、2011 年－2013 年を用いた場合の平均漁獲量 607 トンのなんと 73% も少ないことがわかりました。また、基準年として 2002 年－2004 年を用いた場合の小型魚の平均漁獲量 772 トンは、2011 年－2013 年を用いた場合の平均漁獲量 1,059 トンの 27% も少ない値になりました。

以上のことから、基準年として 2002 年－2004 年を設定することによって、まき網漁業にとっては極めて有利な配分となり、沿岸定置網にとっては、極めて不利な配分となることがわかります。

沿岸への実際の TAC の配分方法は今述べた方法とは異なりますが、いつを基準年として選定するかは極めて重要な問題であることがわかります。2002 年－2004 年を基準年として選定した背景には、「あからさまな大規模漁業優先、沿岸零細漁業軽視」があったのではないかと疑わざるを得ません。公開質問状では、これに対する水産庁の説明を求めています。

長くなりましたが最後に 1 つ付け加えておきたいと思います。

ISC という北太平洋におけるマグロ類及び類似種に関する国際科学者委員会というものがありますが、その年次会合が 2024 年 6 月にカナダで開催されました。そこで、太平洋クロマグロの資源量は、回復目標であった 20%B₀ (B₀ とは漁獲が開始される以前の推定資源量) に、予定よりも 13 年早く 2022 年に到達した、ということが報告されました。管理は大成功というようなニュアンスで記述されているわけですが、逆にこれはとんでもないことであり、このことはいかに不必要に厳しい漁獲規制を実施したかを証明しているとも言えます。あんなに減茶苦茶な漁獲規制をしなくても、もっと緩い漁獲規制を実施していても、予定どおり資源を回復させることは十分可能であった、と言うことができ

るでしょう。

2022年に13年早く管理目標に到達したということは、管理を実施しては21年後の2035年に管理目標に到達するように計画されていたということですから、それが半分より短いたったの8年で管理目標に到達できたということは、「WCPFCが行っていたシミュレーションによる将来予測が全く外れていたということを示している」ということでもあります。WCPFCが行っていたシミュレーションのレベルもこの程度のお粗末なものということになります。

水産庁は、「これは国際機関のWCPFCで決まったことであるから」と言っていて、まるで水戸黄門が印籠を示すように、WCPFCを使って自分たちの主張を正当化してきましたが、WCPFCは資源管理に対する基本的な考え方も間違っているし、シミュレーションによる将来予測も大外れという、お粗末なものであるという実態が明らかになったと思います。

以上のような内容を公開質問状として公表しましたが、WCPFCも水産庁も自分たちが間違っていることが理解できないのか、あるいは、自分たちの間違っていることを認めようとしないだけなのかはわかりませんが、WCPFCも水産庁も今後も自分たちの主張を強引に推し進めてくるのだらうと思いますので、残念ながら改善の見込みは薄いと思いますが、根気よく、不都合な真実を示しつつ、反対を表明していくしかないのではないかと考えています。

長くなってすみませんでしたが、説明は以上です。

何か御質問等はございますでしょうか。

特段ないようであれば、以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。

今回は11月18日月曜日14時からの開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。